

国際手外科学会連合日本支部・アジア太平洋手外科学会連合日本支部 に関する規程

第 1 章 総 則

(組織)

第1条 この組織は、国際手外科学会連合（IFSSH）日本支部，アジア太平洋手外科学会連合（APFSSH）日本支部（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は，一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）事務局内に置く。

(事業年度)

第3条 本会の事業年度は，毎年2月1日に始まり，翌年1月31日に終わる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は，国際手外科学会連合・アジア太平洋手外科学会連合の活動を支援し，あわせて手外科に関する国際的活動等を支援することを目的とする。

(事業内容)

第5条 本会は，第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際手外科学会連合への会費一括納入
- (2) アジア太平洋手外科学会連合（APFSSH）への年会費の納入
- (3) 国際手外科学会連合（IFSSH）ならびにアジア太平洋手外科連合（APFSSH）加盟各国への情報発信
- (4) 出版物の一括購入・配布
- (5) その他，必要と認めた事業

第 3 章 会 員

(会員及び会費)

第6条 会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員：本学会の正会員で、本会の目的に賛同し、次項に定める年会費を納める者

なお、本学会の専門医は本会会員とする。本学会の名誉会員、特別会員、代議員は本会の会員であることが望ましい。

(2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、賛助のために次項に定める年会費を納める個人又は団体

2. 前項に規定する本会会員は、以下に定める年会費を当該年度中に全額納入しなければならない。

(1) 正 会 員：8,000 円

(2) 賛助会員：30,000 円

(入会手続)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書に記入し、本会事務局に申込むものとする。入会認可は本会代表者の決裁による。その上で当該年度の年会費納入をもって会員とする。

(退会手続)

第8条 本学会の代議員並びに専門医以外の退会希望者は、退会届を本会事務局に提出し、本会代表者の決裁によって退会を認める。退会に際しては会員資格保有中の年会費を完納しなければならない。再度入会を希望するときは、第 7 条に規定する入会手続をとるものとする。

(会費の返還)

第9条 既納の年会費は、これを返還しない。

第 4 章 役 員

(代表者)

第10条 本会の代表者は、本学会の理事長とする。

2. 各ナショナルデリゲートは理事会が指名する。

3. ナショナルデリゲートの任期は原則として2期（6年）とする。

（会務の担当）

第11条 本会の会務は、本学会の国際委員会がこれを代行する。

第5章 会議

（総会）

第12条 総会は本会正会員をもって組織する。議事進行には本会代表者があたる。定時総会は年1回開催される本学会の定時総会の議事の中で行う。なお必要によって本会代表者が臨時総会を招集することができる。

（総会承認事項）

第13条 次に掲げる事項については、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算についての事項
- (2) 事業計画及び収支予算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他、本会代表者が必要と認めた事項

第6章 会計

（経費処理）

第14条 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。

（会計監査）

第15条 本会の会計監査は、本学会の監事がこれにあたる。

附 則

1. この規程の変更は、本学会の理事会において行う。
2. この規程は、平成22年5月13日から施行する。
3. この改定規程は、平成25年4月17日から施行する。
4. この改定規程は、平成30年3月25日から施行する。